

令和4年1月20日

**福生市における新型コロナウイルス感染症対策について  
～まん延防止等重点措置の適用を受けて**

福生市新型インフルエンザ等対策本部長  
福生市長 加藤 育 男

東京都が「まん延防止等重点措置すべき地域」となり、福生市が「重点措置適用地域」となったことに伴い、その適用期間（令和4年1月21日から同年2月13日までの間。以下「適用期間」という。）の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおり対応するものとする。

| 区 分                    | 対 応  |
|------------------------|--|
| 時間外開庁<br>(市役所及び保健センター) | 通常どおりの対応とする。   |
| 公共施設                   | 適用期間中、市内公共施設に対応は、別紙のとおりとし、感染症対策に努めるものとする。  |
| 学校<br>(小・中学校)          | 適用期間中、福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月26日版）に基づき、感染防止対策を万全に行った上で、通常の教育活動を行うものとする。なお、校内に多くの人を招く行事は、原則、実施しない。 |
| 保育園                    | 適用期間中、感染防止対策を万全に行った上で、通常どおりの対応とし、登園自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長保育については、自粛を要請するものとする。   |
| 学童クラブ                  | 適用期間中、感染防止対策を万全に行った上で、通常どおりの対応とし、利用自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長育成については、自粛を要請するものとする。   |
| ふっさっ子の広場               | 学校の対応に準ずるものとする。  |
| イベント等                  | 新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。                                |
| 市職員の体制                 | 必要に応じ、「交代制在宅勤務」又は「時差勤務」を行うなど、感染防止に努めるものとする。  |
| 会議                     | 適用期間中、オンライン会議のほか、書面開催、延期などの感染拡大防止措置を図り、特に対面での会議が必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。                                     |
| 出張等                    | 適用期間中、電話、オンライン、メール等による対応を図ることにより、職員の移動等について自粛し、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。                                    |

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

## 別紙

### 各施設の対応

| 施設区分     | 施設名  | 対応   |
|----------|--|--|
| 屋内体育施設   | 中央体育館  | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
|          | 熊川地域体育館  | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
|          | 福生地域体育館  | 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用しているため、一般の利用は不可      |
| 市民会館・公民館 | 市民会館   | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
|          | 公民館<br>松林分館<br>白梅分館  | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
| 地域会館     | わかざり会館<br>わかたけ会館<br>扶桑会館<br>かえで会館<br>田園会館<br>さくら会館<br>松林会館<br>白梅会館<br>福東会館 | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
| 児童館      | 熊川児童館<br>田園児童館<br>武蔵野台児童館  | 通常どおり  |
| その他の施設   | 輝き市民サポートセンター   | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。    |
|          | プチギャラリー  | 通常どおり  |
|          | 福庵   | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後4時30分とする。 |
|          | 旧ヤマジュウ田村家住宅  | 通常どおり  |
|          | ふれあいひろば  | 通常どおり<br>※人数制限あり                             |
|          | 子育て地域活動室   | 通常どおり  |

| 施設区分   | 施設名   | 対応  |
|--------|---|---|
|        | 郷土資料室                                       | 通常どおり   |
|        | 防災食育センター                                    | 施設見学の休止   |
|        | 福祉センター                                      | 開館時間の短縮<br>施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後9時とする。<br>※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。<br>※老人福祉センターの入浴関連施設は制限あり |
|        | まちなかおもてなしステーション<br>くるみるふっさ                  | 通常どおり   |
|        | リサイクルセンター                                   | 施設見学の休止   |
| 図書館    | 中央図書館<br>武蔵野台図書館<br>わかぎり図書館<br>わかたけ図書館      | 通常どおり   |
| 学校開放   | 小・中学校                                       | 開放時間の短縮<br>開放終了時刻について、午後9時30分とあるのを午後9時とする。<br>※校舎の開放はしない。   |
| 屋外体育施設 | 福生野球場<br>ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）<br>武蔵野台テニスコート | 開場時間の短縮<br>閉場時間について、午後9時30分とあるのを午後9時とする。<br>※ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）は、競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。         |
|        | 加美平野球場<br>グラウンド<br>テニスコート（上記以外）<br>市営プール    | 通常どおり   |
| 公園     | 多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設                     | 施設使用の休止<br>※飲食に係る施設のため  |
|        | 武蔵野台東公園                                     | 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の駐車場として使用しているため、一般の公園使用は不可   |
|        | その他公園施設                                     | 大人数での飲食行為を禁止<br>※福生市都市公園条例第6条   |

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。